

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域の実情に応じた医療及び介護の提供体制の整備を推進するため、予算の定めるところにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する県計画並びに地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）に基づき補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第60号の9）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業の着手は交付の決定後に行うものとする。

ただし、当該年度4月1日以降に生じた運営費にかかる対象経費は、交付の決定前であっても補助対象とすることができる。

また、運営費以外にかかる対象経費は、内示後であれば、交付の決定前であっても補助対象とすることができる。なお、平成25年度まで国庫補助事業として実施されていた事業で、内示までにかかった経費についても補助の対象としていた事業は、当基金事業においても同様の取扱いとする。

なお、この場合、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知のうえで着手するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に様式第5号による誓約書を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第4条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第1-2号による申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとし、また、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア. 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。なお、

補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (10) 補助事業が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法令又は予算制度に基づく助成を受けてはならない。
- (12) 補助事業者が(1)から(11)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) 市町が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(12)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「様式第4号」とあるのは「様式第4号に準じた様式」と読み替えるものとする。
- (14) (6)及び(13)により間接補助事業者から市町に財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (15) (9)及び(13)により間接補助事業者から市町に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (16) (12)及び(13)により間接補助事業者から市町に納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (17) 市町は、県から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (18) (13)により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（各経費区分間の20パーセント以内）
- (3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

(概算払)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様

式第2号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までとし、様式第3号により報告書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しについて知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、様式第1-3号により繰越申請書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、繰越しについて知事の承認を受けた場合には、前項の繰越申請書に記載する期日までに補助事業を完了し、前条に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、平成27年度地域介護対策支援臨時特例交付金交付要綱の規定は、平成28年1月20日から適用する。

3 この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

4 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

5 この要綱は、令和3年8月24日から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	対象経費	基準額	補助率
1 地域医療構 想の達成に向 けた医療機関 の施設又は設 備の整備に関 する事業	医療及び介護の総合的な 確保のための事業であっ て、法第4条第1項に規定 する都道府県計画で定め るもののうち、左記に区分 される事業を実施するた めに、予算の範囲内で知事 が必要と認める経費	予算の範囲内で 知事が必要と認 める額	予算の範囲内で 知事が別に定め る額
2 居宅等にお ける医療の提 供に関する事 業			
3 医療従事者 の確保に関す る事業			
4 介護施設等 の整備に関す る事業			
5 介護従事者 の確保に関す る事業			
6 勤務医の労 働時間短縮に 向けた体制の 整備に関する 事業			